

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： ヨーロッパ政治史

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

- (1) 両大戦間期のヨーロッパ政治に関する特徴について、第一次世界大戦の影響を踏まえたうえで論じなさい。（50点）
- (2) あなたが研究対象としたい国または地域における、第二次世界大戦後の出来事を一つ選び、その政治史的意義を論じなさい。（50点）

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 憲法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

下記の2題に解答しなさい（各50点）。

問1

民間の団体と、その団体の構成員との間の紛争について、憲法上の人権はどのような関わりを有するか（あるいは有しないか）。関連する判例にも言及しながら論じなさい。

問2

日本国憲法の違憲審査制は司法裁判所型の付随的審査制であり、事件の解決にとって必要な場合以外は憲法判断を行わないという「必要性の原則」に基づいて、違憲審査権は抑制的に行使されるべきだと説明されることがある。ところが、最高裁判所の判例には、このような「必要性の原則」とは異なる考え方をとるかに見えるものがある。そのような判例を複数挙げて、事案の概要と判旨を説明し、憲法の観点から論じなさい。

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 西洋政治思想史

持込み等： 不可

[1] 西洋政治思想史において、主権(souveraineté)と自然権(jus naturale)の概念はそれぞれいかに成立したか、また両概念はいかに総合されたか、代表的思想家を挙げて説明しなさい（50点）。

[2] 西洋政治思想史において、二〇世紀の全体主義体制(totalitarianism)の特徴はいかに論じられたか、また全体主義体制はどんな思想に由来すると批判されたか、代表的思想家を挙げて説明しなさい（50点）。

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

問1 いわゆる「行政規則の外部法化」について、具体的な判例に言及しながら論じなさい。その際、不合理、審査基準という二つの用語を使用すること。（50点）

問2 Xはマンション建設のため建築確認の申請をしたところ、Y市の建築主事は、Xに対し「申請書を出しても給水契約が締結されることはない」と口頭で述べるとともに、付近住民と話合った上で建築計画を変更するよう指導し、申請書を受け付けなかった。今回の建築主事の処理は、一定の規模以上の建築計画に対しては給水契約を締結しないことがあると規定する「Y市宅地開発指導要綱」に基づくものであった。

Xは当初同指導に協力し、付近住民との間に10数回の話し合いをもったが解決に至らなかったため、これ以上マンション建設を延期することはできないとし、同指導にもはや協力できないとの意思を示した。そこで建築主事はようやく申請書を受理したが、なお付近住民との話し合いを進めるよう指導を継続し、建築確認を留保し続けている。

XはY市の建築主事による一連の対応に対し、どのような裁判上の訴えを提起し、また本案でどのような主張をすることが考えられるか述べなさい。（50点）

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 政治学

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

- 1 今日自由民主主義諸国の政治に見られる「分断」「分極化」について、その現状と、それが生じた原因を、諸国の事例をあげつつ説明しなさい。（50点）
- 2 「自由民主主義」の思想・実践と、「ナショナリズム」の関係は、19世紀から今日まで、どのように推移してきたか。具体的な例をあげつつ、説明しなさい。（50点）

をコンピューターに保存した。さらにCは、貸出限度額を50万円とするY名義のキャッシングカードを発行してオンラインを通じてXに交付した。Xは、ただちにこのキャッシングカードをB支店の店舗内の現金自動支払機に挿入し、現金50万円を引き出してカバンに入れて立ち去った。

Xの罪責について論じなさい（ただし、建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く）。

(以上)

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 日本政治史

持込み等： 不可

以下の文章を読み、問いに答えなさい。2問とも必ず回答すること。

問1 日本政治史を長期的に振り返ったとき、第3党は政党システムの変化にどのような役割を果たしてきたといえるでしょうか。できるだけ多くの政党の事例を挙げつつ自由に論じなさい。

(50点)

問2 1930年代の日本政治史に関しては、1932年5月15日に政党政治や政党内閣制が完全に崩壊したわけではないという議論が、有力な学説の一つになっています。それらの議論ではなぜそのように主張できるのか、具体的な先行研究を複数紹介しつつ説明しなさい。

(なお、この主張に賛同している必要はないですし、十分に咀嚼・紹介した限りにおいて反論の提示も歓迎します)

(50点)